

令和6年度にじいろ県民講座業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

この要領は、令和6年度にじいろ県民講座業務委託に関して、受託する業者を選定するために実施する企画提案競技に関して必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の名称

令和6年度にじいろ県民講座業務委託

3 委託業務の内容

- (1) 性の多様性に関する県民向け研修動画の配信
- (2) 性の多様性基礎知識ガイドのデザイン作成及び印刷
- (3) 県民講座アンケートの実施及び取りまとめ
- (4) 実施内容の記録及び委託者への報告
- (5) その他、付随する業務

4 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

5 契約上限額

金4,400,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

6 参加資格

(1) 応募者一般資格要件

ア 法人格を有すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

ウ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを開始していない者であること。

エ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、特別法人事業税、消費税及び地方消費税等、納付すべき税金を滞納していないこと。

オ 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

カ 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(2) 個別的事項

ア 仕様書の内容を確実に履行できる者であること。

イ 本業務の実施について、委託者からの求めに応じて協議に対応できる体制を整えていること。

7 企画提案募集から企画提案書等提出までの手続き

(1) 企画提案募集から受託者決定までの主なスケジュール

日 時	内 容
令和6年4月24日	課内業者選定委員会
令和6年5月13日（月曜日）	公告
令和6年5月13日（月曜日）～ 5月16日（木曜日）	質問受付期間
令和6年5月20日（月曜日）	質問回答
令和6年5月22日（水曜日）	参加申請書締切
令和6年5月27日（月曜日）	企画提案書締切
令和6年5月30日（木曜日）～ 5月31日（金曜日）	企画提案競技実施

(2) 説明会について

説明会は行わず、本実施要項及び仕様書に基づき実施する。

(3) 質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和6年5月13日（月）～令和6年5月16日（木）午後5時まで

イ 質問方法

下記のメールアドレスあてに質問書（様式4号）に内容を簡潔に記載し、電子メールで送付すること。

電子メールアドレス「a2250-08@pref.saitama.lg.jp」（電話・FAX不可）

ウ 回答

令和6年5月20日（月）までに質問を行った法人名等を伏せた上で県のホームページに掲載する。

(4) 企画提案競技参加申請書等の提出

ア 提出書類

(ア) 「参加申請書」（様式第1号）

(イ) 「誓約書」（様式第2号）

(ウ) 登記事項証明書

履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書

※提出日において発行日から3か月以内のもの

(エ) 直近一年分の納税証明書

・都道府県の税事務所等が発行する納税証明書（未納がないことの証明）

・税務署が発行する納税証明書（未納がないことの証明）

(オ) 決算関係書類（過去1年分の貸借対照表及び損益計算書）

様式等は、県ホームページよりダウンロードできる。

イ 提出部数

各1部

ウ 提出期限

令和6年5月22日（水）午後5時（必着）

エ 提出場所

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課LGBTQ担当（本庁舎3階）

オ 提出方法

郵送又は持参により提出すること。郵送する場合は配送記録の確認が可能な

郵送方法（簡易書留等）とすること。

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

「8 提出書類」のとおり

イ 提出部数

各1部

ウ 提出期限

令和6年5月27日（月）午後5時まで（必着）

エ 提出場所

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課LGBTQ担当（本庁舎3階）

オ 提出方法

電子メールで提出すること。また、電子メールで送付した旨を埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課LGBTQ担当に電話で連絡すること。

電子メールアドレス「a2250-08@pref.saitama.lg.jp」

提出後連絡先「電話：048-830-2927」

カ その他

(ア) 提出書類は理由を問わず返却しない。

(イ) 提出した企画提案書等は、埼玉県情報公開条例（平成16年埼玉県条例第65号）に基づく情報公開請求の対象となる。

(ウ) 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、電話連絡の上、辞退届（様式第3号）を電子メールで提出する。

(エ) 本企画提案競技に係る費用は全て参加者の負担とする。

(6) 企画提案競技の実施について

提出された企画提案書等に基づき、「10 プレゼンテーション及び提案書類の審査」のとおり、企画提案競技を実施し、その後速やかに選定委員会において審査する。

(7) 結果通知

選定委員会審査後、速やかに文書にて参加者あてに通知する。

8 提出書類

(1) 企画提案書（表紙を除き様式任意）

企画提案書表紙（様式第5号）を表紙とし、「9 企画提案書の記載事項」及び仕様書に基づいて、A4判で作成すること。

(2) 見積書（様式任意）及び見積内訳書（様式任意）

ア 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

イ 見積内訳書は、見積った金額の内訳について、算出方法が分かるように記載すること。

ウ 受託者が再委託する場合は、再委託先、再委託内容、金額（総額及び積算）を明記すること。

9 企画提案書の記載事項

仕様書を踏まえ、次の項目について提案を行うこと。

- (1) 基本方針
本業務を実施する上での基本方針及び特に重要と考えるポイントを記載すること。
- (2) スケジュール
委託業務のスケジュールを提示すること。
- (3) 実施体制
実施体制、担当者数について提示すること。再委託を予定している場合、その予定事業者についても記載すること。
- (4) 実施方法
仕様書「4 業務委託の内容」の実施方法について次の点に留意し、具体的に提案すること。
ア 性の多様性に関する県民向け研修動画の作成
 - ・ 研修の講師（案）のプロフィール及び実績等。
 - ・ 動画構成の提案について、「動画構成について」の②（特にロールプレイングの構成）、自由提案枠（⑧～⑩）の動画テーマ及び構成等を具体的に提案すること。また、研修動画の本数は計10本以上とする。
- (5) 業務実績
動画の作成業務の実績について記載すること。
- (6) 会社概要
提案者名、本社所在地、会社の設立年月、従業員数、資本金、最新年度の売上金、業務内容、ホームページアドレス、本県を担当する支社（支店）名を記載すること。

10 プレゼンテーション及び提案書類の審査

- (1) 開催日時 令和6年5月30日（木）～5月31日（金）（予定）
- (2) 実施方法 Zoomによる説明
詳細については、後日、企画提案書等を提出した者に対し、電子メールにて連絡する。
- (3) 説明時間 各提案者とも35分程度
(プレゼンテーション15分程度、質疑応答20分程度)
- (4) 説明資料 事前に提出した資料のみとする。
- (5) 審査基準
「別表 企画提案に係る審査基準」のとおり。
- (6) 委託候補者の選定
選定委員会の各委員が、審査基準により提出された企画提案書を審査し、委員の評価点数の合計が最も高く、最も優れた業務運営能力を有すると認められる者を委託候補者とする。参加者が1者の場合でも、審査において実施能力を有すると認められた場合には、委託候補者として決定する。
- (7) 審査結果
審査の結果は、業者選定委員会後速やかに電子メールにて参加者全員に通知する。
- (8) 留意事項
ア プレゼンテーションの内容は企画提案書に基づくものとし、訴求したい点等について説明すること、プレゼンテーションの会場における資料の配布や企画

提案書に記載のない新たな提案等を審査当日に行うことは認められない。
イ プレゼンテーションに参加しない者については、契約の候補者には選定しないものとする。

ウ 企画提案者は他の提案者の企画提案を傍聴することができない。

エ 企画提案者はZ o o mのインストール等の企画提案に必要な準備を前日までに行うこと。

オ 指定の時間に遅れた場合は、評価対象としないものとする。

11 審査対象からの除外

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書を提出した場合
- (2) 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合
- (3) 他の参加者と提案内容やその他企画提案競技に関して相談を行った場合
- (4) 委託候補者の選定前に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (5) 選定委員会に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- (6) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
- (7) 契約限度額を超える金額で見積書を提出した場合
- (8) その他、県があらかじめ指示した事項に違反した場合

12 契約の締結

委託候補者は、提出書類に基づき、仕様書について協議するものとし、業務内容及び契約金額について合意に達した場合に、委託契約を締結することとする。

協議が整わない場合や、契約締結までの間に委託候補者に事故等が発生した場合は、審査結果が次点の者を委託候補者として改めて協議を行う。

13 契約保証金

- (1) 上記12により合意に達した委託候補者は、埼玉県財務規則第81条第1項の規定により、契約締結の日までに契約保証金を納付すること。
- (2) 上記に関わらず、埼玉県財務規則第81条第2項各号のいずれかに該当するときは契約保証金の全部又は一部を免除する。

14 問い合わせ先

郵便番号330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 本庁舎3階

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課LGBTQ担当 湯本

電話：048-830-2927

メール：a2250-08@pref.saitama.lg.jp